

広島市消費生活基本計画素案の主な修正箇所一覧（第3回審議会以降）

表紙・目次（または全体）

No	該当ペー	意見の内容	対応	修正前	修正後
1	目次, P1	今の表現でも柔らかくていいが「第1章計画の策定に当たって」は他章と体言止めを揃えんとすると、「計画策定の趣旨」でもよい。（木村委員）	「計画策定の趣旨」とすると、「1計画の策定の目的」と意味が重なることから、修正しないこととする。		
2	(全体)	本文の字は大きいほうが読みやすい。（山本一志委員ほか）	読みやすくするため、本文を丸ゴシック体に修正する。	(明朝体)	(丸ゴシック体)
3	(全体)		市民等に分かりやすく、読みやすい計画書の作成の視点から、西暦併記の年号表記を元号のみの年号表記に修正する。	(例) 平成24年(2012年)4月1日	(例) 平成24年4月1日

第1章

No	該当ペー	意見の内容	対応	修正前	修正後
4	P1	「第1章1計画の策定の目的」の「計画の」のは、削除してよいのではないか。（木村委員）	「第1章1 計画策定の目的」に修正する。	第1章1 計画の策定の目的	第1章1 計画策定の目的

第2章

No	該当ペー	意見の内容	対応	修正前	修正後
5	P4～P10 (第3章 P25)	9ページの「(オ)消費生活センターの相談対応」は(ウ)の前にいれてはどうか。あるいは「(カ)その他」も、類型の話なので、例えば「特に問題のある相談」とか、具体的に説明してはどうか。（田邊会長ほか）	「(オ)消費生活センターの相談対応」は(ウ)の前に移動する。 ・「(カ)その他」は、「(カ)その他重点的に取り組むべき相談内容」に修正する。また、「a特殊販売に関する相談の傾向」から「a特殊販売に関する相談」へ、「b多重債務相談」から「b多重債務に関する相談」に修正する。	(ア)全相談件数の推移 (イ)相談に係る契約当事者の年齢別割合 (ウ)相談の対象商品・サービスと年齢別の特徴 (エ)相談の内容別の傾向 (オ)特殊販売に関する相談の傾向 (カ)消費生活センターの相談対応 (キ)多重債務相談	(ア)全相談件数の推移 (イ)相談に係る契約当事者の年齢別割合 (ウ)消費生活センターの相談対応 (エ)相談の対象商品・サービスと年齢別の特徴 (オ)相談の内容別の傾向 (カ)その他重点的に取り組むべき相談内容 a特殊販売に関する相談 b多重債務に関する相談
6	P5		高齢になるにつれ相談件数が増加することが分かるようにするため、図表2に、60歳以上のデータの内訳（60歳代と70歳以上）を追加する。		
7	P5, 7, 25, 32, 33, 35	表現の問題だが、「未然防止」は「予防」と言ったほうがわかりやすいのではないか。（田邊会長ほか）	市民が読んでわかりやすいように、「消費者被害の発生又は拡大の防止」に修正する。	「消費者被害の未然防止又は拡大防止」など。	「消費者被害の発生又は拡大の防止」などに修正。
8	P6, 7 (第3章 P32)	7ページ5行目等の「出会い系サイトなど『サクラサイト』」は、「出会い系サイトなどの『サクラサイト』」としたほうがよい。同じく9ページ7行目も、「出会い系サイトなどの『サクラサイト』被害相談」と表現を統一してはどうか。（山本一志委員）	国民生活センターにおいても平成24年4月からサクラサイト商法に関して、注意喚起をおこなっていることから、「出会い系サイトなどの『サクラサイト』」の表現に統一する。	出会い系サイトの被害	出会い系サイトなどの「サクラサイト」の被害
9	P6, P10, P23, P24 (第3章 P26, P35, P36)	課題3の「相談機関等」と10ページの課題7の「関係機関等」は、「関係機関等」に統一してはどうか。特に被害救済ということになると警察の協力が必要になる。（山本一志委員）	庁内の関係相談窓口の連携と、場合によっては警察と積極的に連携が必要があることから、次の通り修正する。 ・課題の説明文及び項目の表現は「関係機関等」に修正する。（P6, P26, P35, P36） ・本文においては具体的な例示をし、「相談機関等」から「関係相談窓口及び警察を含めた関係機関等」に修正する。（P35, P36） ・アンケート調査の質問項目については修正しない。（P23, P24）		

10	P12	課題 9 の少額被害については、センターの周知だけでは消費者は利用しようとは思わない。少額被害でも、センターを窓口にして法律専門家などの関係機関と連携して救済すればセンターは頼りになり、相談して意味があることになると思う。そういったことを可能な範囲で盛り込んでいただきたい。（山本一志委員ほか）	「こうした場合でも、消費者が気軽に立ち寄れるよう、消費生活センターの利用者の満足度が高い状況を積極的に周知するとともに、消費者が相談して良かったと感じてもらえる」から「消費生活センターの相談による解決事例を積極的に周知することによって、消費者が気軽に立ち寄り、相談して良かったと感じてもらえる」に修正する。	<u>こうした場合でも、消費者が気軽に立ち寄れるよう、消費生活センターの利用者の満足度が高い状況を積極的に周知するとともに、消費者が相談して良かったと感じてもらえる消費生活センターを目指すことが必要である。</u>	<u>消費生活センターの相談による解決事例を積極的に周知することによって、消費者が気軽に立ち寄り、相談して良かったと感じてもらえる消費生活センターを目指すことが必要である。</u>
11	P20	課題 1 5 では、最初の「引き続き」を削除し、「引き続き周知・啓発」にしてはどうか。（田邊会長ほか）	「引き続き市民や事業者に対して、（中略）周知・啓発をしていくことが必要である。」から「（中略）、市民や事業者に対する周知・啓発を継続していくことが必要である。」に修正する。	<u>引き続き市民や事業者に対して、条例を知っているとどう役立つかなどを含めて周知・啓発していくことが必要である。</u>	<u>条例を知っているとどう役立つかなどを含めて、市民や事業者に対する周知・啓発を継続していくことが必要である。</u>

第 3 章

No	該当ペー	意見の内容	対応	修正前	修正後
12	P27, 29	「基本的な方向 1 消費生活の安全・安心の確保」の総論部分で、災害や震災についても一言触れてほしい。（大田委員ほか）	災害時の対応については、市においては「地域防災計画」を策定し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ることとしているので、ここで問題になった生活関連物資の確保については、その防災行政の一環として考えることとする。 従って、ここで災害時の生活関連物資の供給を含めた必要な措置を記載することは、計画全体のバランスを欠く恐れもあり、かつ「地域防災計画」の中で位置付けられているところであるので、本計画においては触れないこととする。 ただし、災害等の緊急時も想定した「特定生活関連物資の指定及び調査等」（消費生活センター所管施策）を個別施策に加える。		
13	P32、P33 (概要案)		（文書の推敲）	<u>被害に遭いやすい高齢者や障害者、若年者等の消費者の年齢その他の特性にも配慮しながら、消費者被害の発生及び拡大の防止のための消費者に対する教育と啓発活動の充実に取り組みます。</u>	<u>高齢者や障害者、若年者等、被害に遭いやすい消費者の年齢その他の特性にも配慮しながら、消費者被害の発生及び拡大の防止のための消費者教育と啓発活動の充実に取り組みます。</u>
14	P32 (概要案)	「基本的な方向 2 消費者力の向上」の「重点項目 1（2）」の主な取組の中の「環境問題に関する普及啓発など」を、「エネルギー・環境問題に関する普及啓発 など」とし、省エネや節電といったエネルギー問題を入れてほしい。（徳田委員）	個別施策の取組名称を、「環境問題に関する普及啓発等（ごみの減量化・リサイクル推進等）」及び「環境問題に関する普及啓発等（地球温暖化・エネルギー対策の推進）」とし、省エネや節電対策も含めた消費者への啓発活動であることが明確となる名称に修正する。		
15	P33, 34		・消費者の主体的な意見の反映については、「基本的な方向 2 消費者力の向上」において再掲することとし、「基本的な方向 3 消費者の被害の救済」を主たる記述としているため、【再掲】の記述を修正する。 （3 4 ページの重点項目 1（1）の【再掲】の記述は削除する。）	基本的な方向 2 消費者力の向上 重点項目 1（2）消費者の年齢その他の特性に配慮した消費者教育・啓発の推進 【主な取組】 （略）	基本的な方向 2 消費者力の向上 重点項目 1（2）消費者の年齢その他の特性に配慮した消費者教育・啓発の推進 【主な取組】 （略） ウ 消費者の主体的な意見の反映 ○広島市消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画【再掲】 ○消費生活モニター、ホームページにおける意見の募集【再掲】
16	P35		「（3）消費生活相談窓口の環境整備」の説明部分を、課題 1 及び課題 9 の課題を正確に反映させるため一部修正する。	<u>消費者被害の被害額が少額であると、消費生活センターに相談する割合が低い傾向にあるため、少額被害であっても消費者が気軽に消費生活船体に相談できるよう、消費生活相談の窓口の環境の整備に努めます。</u>	<u>消費者被害の被害額が少額である場合や、被害が男性や若者の場合には、消費生活センターに相談する割合が低い傾向にあるため、（削除）消費者が気軽に消費生活船体に相談できるよう、消費生活相談の窓口の環境の整備に努めます。</u>

第4章

N0	該当ページ	意見の内容		修正前	修正後
17	P37 (第3章 P31)	市役所内の文書ではないので、37ページの「本市」は「広島市」でよいと思う。 (田邊会長)	市民が読んでわかりやすいように、「本市」から「広島市」に修正する。 (広島市基本計画での取り扱いに準ずる。)	本市	広島市
18	P37		計画の推進にあたっては、消費生活センターが中心となって行うことなどから、説明を一部修正する。	1 計画の推進体制 計画の推進に当たっては、関係する部局と連携し、推進体制を強化する必要があります。そのため、庁内の関係課長で構成する消費者行政ネットワーク会議において計画の進行管理を行い、計画の総合的な調整や推進を図ります。	1 総合的な計画の推進 計画の推進に当たっては、関係する部局と連携(削除)する必要があるため、消費生活センターが中心となつて、庁内の関係課長で構成する消費者行政ネットワーク会議において(削除)進行管理を行い、計画の総合的な調整を(削除)図ります。
19	P37	推進体制の部分は、図式化するとわかりやすい。消費生活センターを中心とした関わりのある部署の図と、消費者団体等と関連性のわかるイメージ図があればわかりやすい。 (石井委員)	イメージ図を追加する。		

(注) 「意見の内容」欄に斜線のあるものは、事務局における修正箇所